



【R8新規】 高齢者福祉サービス（ご案内）

補聴器購入費補助事業について

健康医療部 長寿介護課

1. 補助の対象者について
2. 申請から補助までの流れについて
3. 留意点について

1 補助の対象者について

～次のいずれにも該当する者～

- ◆満65歳以上、市内在住者（住民基本台帳に記録がある者）
- ◆両耳とも聴力レベル40デシベル以上で耳鼻咽喉科医師の診断により、補聴器の装用が必要と認められ、かつ証明を受けた者
- ◆聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない者（同手帳の申請手続き中ではない者）
- ◆補助回数は、1人1回限り。

2. 申請から補助までの流れについて

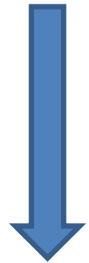
※購入前の申請でないと補助は受けることができません。

手順① 「茨木市高齢者補聴器購入費補助申請書（様式第1号）」を窓口又は市のホームページから入手。利用者氏名等記入。

手順②

耳鼻咽喉科を受診。

補助申請書の医師記入欄に、医師が必要事項記入。



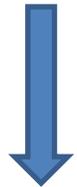
2. 申請から補助までの流れについて

手順③

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍の店舗に医師記入後の申請書を持参。店舗で、補聴器本体の見積書原本（宛名は申請者本人とし、品名・品番、金額を記載）を受け取る。

手順④

市に申請書（様式1号）と見積書（原本）提出。
補助決定者には、市から「茨木市高齢者補聴器購入費補助決定通知書（様式第2号）」が届く。



2. 申請から補助までの流れについて

手順⑤

必ず、決定通知到着後に補聴器を購入。

その後、3か月以内又は決定通知日の年度末までに

「茨木市高齢者補聴器購入費補助請求書（様式第4号）」
と補聴器の領収書（宛名は申請者本人とし、品名・品番、
金額を記載、写しでも可）を添付して、市に提出。

- ◆市で内容を確認後、申請者の指定の口座に振り込み。
（補助の上限は2万5千円です。2万5千円を下回る場合は購入費を補助。）

補助の申請に必要な様式等早見表

| 申請様式 | 利用者 | | 市 | |
|-------------------------------------|-----|--|----|---------|
| | 提出 | 添付等 | 通知 | 備考 |
| (様式第1号) 「茨木市高齢者補聴器購入費補助申請書」 | ○ | *医師意見記入 *補聴器の見積書原本 (認定補聴器専門店で 作成) | | |
| (様式第2号) 「茨木市高齢者補聴器購入費補助決定通知書」 | | | ○ | |
| (様式第3号) 「茨木市高齢者補聴器購入費補助不支給決定通知書」 | | | ○ | 該当の場合のみ |
| (様式第4号) 「茨木市高齢者補聴器購入費補助請求書」 | ○ | *領収書(写し可) (認定補聴器専門店で 作成) | | |
| (様式第5号) 「茨木市高齢者補聴器購入費補助決定取消通知書」 | | | ○ | 該当の場合のみ |
| (様式第6号) 「茨木市高齢者補聴器購入費補助返還請求書」 | | | ○ | 該当の場合のみ |

3. 留意点について

◆令和8年度の申請書受付

令和8年4月20日(月)～

～内容に不明点等ございましたら、
R8.4月～茨木市 長寿政策課 介護予防グループ
までお問い合わせください。

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〃切R8.4.30)



茨木市健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。